

「Web-さんいん光」初期契約解除説明書

※この初期契約解除説明書は、個人のお客さまを対象としており、法人契約のお客さまは対象外となります。

1. ご契約のお申し込み後に当社がお送りする「ご契約内容のご案内」を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、「ご契約内容のご案内」の余白に、「お客様番号、住所、氏名、電話番号及び解除を希望するサービス名称」を記載し、署名捺印のうえ、FAX又は郵送にて以下にご連絡いただくことにより、電気通信事業法に定める初期契約解除制度に基づき本サービスに関する利用契約の解除を行うことができます。なお、上記記載事項の記載漏れや誤記がある場合、または宛先の誤記等により当社に書面が到達しない場合等、その他当社の責めに帰すべからざる事由がある場合においては、本サービスに関する利用契約の解除ができない場合がございますので予めご了承ください。

<郵送の場合>

〒690-0886

島根県松江市母衣町180-20

株式会社松江情報センター 業務部 宛

TEL：0852-22-8811

<FAXの場合>

株式会社松江情報センター 業務部 宛

FAX：0852-27-2935

2. 上記1に記載した事項にかかわらず、当社が本サービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって上記1に記載した期間を経過するまでの間に当該契約を解除しなかったことが明らかになった場合、当社があらためて交付する当該契約の解除を行うことができる旨を記載した書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、お客様は、上記1同様、FAX又は郵送にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客様が上記1、2の記載に従って発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解除があった場合においては、当社は、下記5に基づく対価請求額として電気通信事業法により認められた範囲を除き、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。また、当該場合において、当社がすでに金銭等を受領しているときは、当該対価請求額として認められた範囲を除き、当該金銭等をお客様に返還いたします。
5. 上記1、2に基づく本サービスに関する利用契約の解除があった場合においても、以下の対価については、お支払いいただきます（記載の金額は全て税抜金額であり、別途消費税がかかります）。

- ・初期費用
新設 800 円(税抜)
転用 1,800 円(税抜)

- ・工事費用

- ・初期工事費 18,000 円(税抜)

※お客様の環境により初期工事費が高くなる場合もあります。

6. 上記 1、2 に基づき本サービスに関する利用契約を解除した場合、元の契約に戻すことはできませんので予めご了承ください。その他の解除に伴う注意事項につきましては、上記の「Web-さんいん光重要事項説明」をご確認ください。
7. 初期契約解除に関するご質問やお問い合わせにつきましては、上記の「問い合わせ先」欄記載の連絡先までご連絡ください。